

表① 尾鷲税務署による無料申告相談日程表

月/日	会場	相談時間	対象
2月16日(火)	役場2階 大会議室	9:30～16:00	・営業所得のある方、青色申告をされる方 ・住宅借入金特別控除の適用を受ける方
2月17日(水)	役場2階 大会議室	9:30～16:00	・譲渡の申告をされる方 (土地、建物や株式会社など) ・相談内容の複雑な方

※2月18日(木)、19日(金)には、御浜町役場3階くろしおホールでも尾鷲税務署による無料申告相談が行われますので、ご利用ください。

※当日配布の「入場整理券」が必要です。入場整理券の配布状況に応じて、相談できない場合がありますので、ご了承ください。

表② 確定申告、町県民税申告相談日程表

月/日	会場	受付時間	対象
2月18日(木)	阪松原生活改善センター	9:30～11:30	阪松原
	桐原生活改善センター	13:30～16:00	桐原上・桐原下
2月19日(金)	大里多目的集会施設	9:30～11:30	津本、永田、小畑
		13:30～16:00	大里西・大里東
2月22日(月)	平尾井高齢者生産活動センター	9:30～11:30	平尾井西・平尾井東
		13:30～16:00	井内
2月24日(水)	役場2階 小会議室	9:30～11:30	鶺鴒殿
		13:30～16:00	全地区
2月25日(木)	役場2階 小会議室	9:30～11:30	鶺鴒殿
		13:30～16:00	全地区
2月26日(金)	上地多目的集会施設	9:30～11:30	上地
	高岡防災センター	13:30～16:00	高岡
3月1日(月)	鮎田構造改善センター	9:30～11:30	鮎田
	中村多目的集会施設	13:30～16:00	中村
3月2日(火)	北檜杖多目的集会施設	9:30～11:30	北檜杖・瀬原
	飛雪の滝キャンプ場	13:30～16:00	浅里
3月3日(水)	役場2階 小会議室	9:30～11:30	鶺鴒殿
		13:30～16:00	全地区
3月4日(木)	役場2階 小会議室	9:30～11:30	鶺鴒殿
		13:30～16:00	全地区
3月5日(金)	役場2階 小会議室	9:30～11:30	鶺鴒殿
		13:30～16:00	全地区
3月8日(月)	飯盛多目的集会施設	9:30～11:30	飯盛
	成川生活改善センター	13:30～16:00	下地
3月9日(火)	井田公民館	9:30～11:30	茶屋地
		13:30～16:00	馬場地、地下
3月10日(水)	神内構造改善センター	9:30～11:30	神内
		13:30～16:00	
3月11日(木)	下り場集落センター	9:30～11:30	下り場
	上野農事集会所	13:30～16:00	上野
3月12日(金)	役場2階 小会議室	9:30～11:30	全地区
		13:30～16:00	
3月15日(月)	役場2階 小会議室	9:30～11:30	全地区
		13:30～16:00	

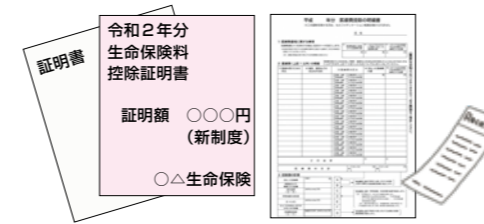
※近くの会場で受けられない方は、紀宝町役場で行う『全地区』の日にお越しください。(紀宝町役場では、『全地区』の日程以外は申告相談はできません。)

※提出のみの方は、期間内に紀宝町役場税務住民課の窓口にてお預かりできますが、郵送など直接来庁して申告する方法以外の提出方法もご検討ください。

申告の際に必要なもの

申告に必要な書類や印鑑は忘れずにお持ちください。書類が揃っていないと受付できないことがあります。

4 控除される額を証明するもの



◎国民年金保険料・生命保険料・個人年金保険料・介護医療保険料・地震保険料などの支払証明書

※国民年金保険料は日本年金機構が発行する「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」を添付する必要があります

◎医療費控除の適用を受ける方は、医療費控除の明細書(医療保険者から交付を受けた医療費通知がある場合は医療費通知を添付することによって医療費控除の明細書の記載を簡略化することができます)

※医療費控除の明細書をあらかじめ作成してお越しくください。

※セルフメディケーション税制による控除の場合は、申告者自身の健康診断や予防接種などの取り組みを証明するものが必要です

◎障害者控除の適用を受ける方は、障害者手帳、療育手帳、または役場福祉課発行の証明書(65歳以上の方で障がい者に準ずるとする要介護認定を受けている方)

◎寄附金控除の適用を受ける方は、寄附をしたときの領収書・証明書

5 還付申告に必要なもの

ご本人名義の預金口座番号のわかるもの



◆ひとり親控除が創設されました
婚姻歴や性別に関わらず一定の要件を満たす場合は、所得税35万円(住民税30万円)を控除することができるとり親控除が創設されました。また、ひとり親控除に該当しない寡婦については、引き続き寡婦控除として所得税27万円(住民税26万円)が控除されます。

◆給与所得控除・公的年金控除が変わりました
給与所得控除・公的年金等控除が一律10万円引き下げられました。この変更に伴い、扶養親族となるための所得金額要件が見直され、10万円引き上げられます。

◆基礎控除が変わりました
控除額が引き上げられ、所得税48万円(住民税43万円)になりました。ただし、合計所得金額が2,400万円を超える方は、その合計所得金額に応じて控除額が変わります。

1 印鑑 (認印でも可)

▶必須



2 本人確認のために必要な書類 ▶必須

例1 または例2のとおり準備してください。被扶養者分については通知カードのみで結構です。

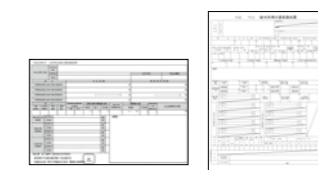
【例1】マイナンバーカード(個人番号カード)



【例2】通知カード+身分証明書(運転免許証、健康保険の被保険者証など)



3 令和2年中の所得がわかるもの ▶必須



- ◎源泉徴収票、給与明細書または事業主の証明書
- ◎公的年金などの源泉徴収票
- ◎生命保険の満期返戻金(一時金)や個人年金の受取通知書や支払証明書など
- ◎シルバー人材センターでの収入がある方は配分金支払証明書
- ◎事業所得・不動産所得などに関しては收支内訳書など(事前に帳簿や領収書などの集計を行い、必ず收支内訳書を作成してお越しくください)